

平成 21 年 6 月 26 日

各 位

会社名 レンゴー株式会社
代表者名 代表取締役社長 大坪 清
(コード番号 3941 東証・大証第1部)
問合せ先 広報部長 後藤 光行
(TEL. 03-6716-7333)

「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」
の更新および独立委員の再任ならびに株券電子化等に伴う一部修正
に関するお知らせ

当社は、平成19年6月28日開催の当社定時株主総会における株主の皆様のご承認を経て、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）を導入いたしました。

本対応方針においては、平成20年以降、当社定時株主総会における取締役選任議案に各取締役候補者の本対応方針に関する賛否を記載したうえで、取締役選任議案を通じて株主の皆様のご意思を反映させるとともに、定時株主総会后、最初に開催される当社取締役会において、株主の皆様より選任された取締役が本対応方針の更新または廃止の決議を行い、その結果を速やかに株主および投資家の皆様にお知らせするものとしておりました。

かかる方針に従って、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会後の取締役会においては、本対応方針の更新が決議されております。

この度、本日開催の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において、株主の皆様により、本対応方針に賛同する旨を表明していた取締役候補者全員が選任され、当該取締役からなる新体制の下、本定時株主総会后に開催された取締役会におきまして、本対応方針を別紙のとおり一部修正のうえ、更新することが決議されましたのでお知らせいたします。

今回の主な修正は、平成21年1月5日付けで株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴う用語の修正など、これまでの法令改正を反映した形式的な用語の修正であり、本対応方針の基本的な枠組みについては、導入時から変更された箇所はありません。

なお、本定時株主総会終了後に開催された取締役会においては、本対応方針における、当初の独立委員として選任された小原正敏氏（社外有識者・弁護士）、国谷史朗氏（社外有識者・弁護士）および中本和洋氏（社外有識者・弁護士）の3名を再任する旨の決議も行われましたので、あわせてお知らせいたします。

以 上

（ご参考）

- ・平成19年3月27日付け当社プレスリリース

「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」

<http://www.rengo.co.jp/news/2007/img/bouei.pdf>

- ・平成19年6月28日付け当社プレスリリース

「当社定時株主総会における『当社株式の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）』の導入の

承認に関するお知らせ」

<http://www.rengo.co.jp/news/2007/img/shounin.pdf>

- 平成 20 年 6 月 27 日付け当社プレスリリース

「『当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）』の更新および独立委員の再任に関するお知らせ」

<http://www.rengo.co.jp/news/2008/img/koushin080627.pdf>

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
6頁 5.(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響 当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守ることを目的として、上記の対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令、 <u>証券取引所規則</u> 等に従って、適時適切な開示を行います。	6頁 5.(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響 当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守ることを目的として、上記の対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令、 <u>金融商品取引所規則</u> 等に従って、適時適切な開示を行います。
6頁 5.(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様が必要となる手続 当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権無償割当てを行う場合、 <u>名義書換</u> 未了の株主の皆様には、当社取締役会が別途決定し公告する割当日までに、 <u>名義書換</u> を完了していただく必要があります。	6頁 5.(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様が必要となる手続 当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権無償割当てを行う場合、 <u>株主名簿への記録</u> が未了の株主の皆様には、当社取締役会が別途決定し公告する割当日までに、 <u>株主名簿への記録</u> を完了していただく必要があります。
6頁 5.(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様が必要となる手続 これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令および <u>証券取引所規則</u> に基づき別途お知らせします。	6頁 5.(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様が必要となる手続 これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令および <u>金融商品取引所規則</u> に基づき別途お知らせします。
7頁 6. その他	
また、当社取締役会においては、今後の司法判断の動向および <u>証券取引所</u> その他の公的機関の対応等、ならびに、会社法、 <u>証券取引法</u> または各 <u>証券取引所</u> の上場規則等の改正、その他の法令等の制定・改廃にも引き続き注視して、当社株主共同の利益および当社企業価値を確保しまたは向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、または本対応方針に代わる別途の対応方針の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。	また、当社取締役会においては、今後の司法判断の動向および <u>金融商品取引所</u> その他の公的機関の対応等、ならびに、会社法、 <u>金融商品取引法</u> または各 <u>金融商品取引所</u> の上場規則等の改正、その他の法令等の制定・改廃にも引き続き注視して、当社株主共同の利益および当社企業価値を確保しまたは向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、または本対応方針に代わる別途の対応方針の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。
7頁 (注1)	

変更前	変更後
<p>特定株主グループとは、当社の株券等（<u>証券取引法第27条の23第1項</u>に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）ならびに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所<u>証券市場</u>において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。</p>	<p>特定株主グループとは、当社の株券等（<u>金融商品取引法第27条の23第1項</u>に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）ならびに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所<u>金融商品市場</u>において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。</p>
7頁（注2）	
<p>議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等（<u>証券取引法第27条の23第1項</u>に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されます。）または(ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。株券等保有割合および株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23</p>	<p>議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等（<u>金融商品取引法第27条の23第1項</u>に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されます。）または(ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。株券等保有割合および株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の</p>

変更前	変更後
第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。	23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、 <u>四</u> 半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
7頁(注3)	
株券等とは、 <u>証券取引法</u> 第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。	株券等とは、 <u>金融商品取引法</u> 第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。
9頁(別紙2)1. 新株予約権の割当ての対象となる株主およびその割当方法	
当社取締役会で定める割当日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社株式を除く。)1株につき1個の割合で割り当てる。	当社取締役会で定める割当日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社株式を除く。)1株につき1個の割合で割り当てる。

以上